

事務連絡

平成29年3月14日

県内各介護サービス事業所 様

栃木県国民健康保険団体連合会

平成30年4月以降の介護給付費の請求方法について(お知らせ)

本会の介護保険事業につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年8月の請求省令改正により、平成30年4月以降の介護給付費の請求方法は、原則としてインターネット請求による伝送かCD-R等の電子媒体による請求のいずれかとなりますと共に、ISDN回線による伝送での介護給付費の請求は平成30年3月請求までとなっております。

現在、書面(帳票)による介護給付費の請求をされている事業所で、下記の例外規定に該当し、平成30年4月以降も書面(帳票)による請求をされる場合には、該当する免除届出書を審査支払機関である本会宛てに提出することで、例外的に書面(帳票)による介護給付費の請求が認められます。

また現在、ISDN回線による伝送の請求をされている事業所は、平成30年になってからインターネット請求の手続きをされますと、手続き上の処理に時間を要することや、介護電子請求ヘルプデスクの窓口が大変混雑することが予想されるため、なるべく早めにインターネット請求に移行されることをお勧めします。

これらの件につきまして、今後、本会から直接事業所に通知をいたしますと共に、本会のホームページにも免除届出書等を掲載いたしますので、ご確認いただき、該当となる事業所はなるべく早い内に手続きをしていただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 平成30年4月以降に書面(帳票)による請求を行う場合

#### (1) 例外規定(一部抜粋)

※詳細につきましては、平成26年8月15日付け事務連絡「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」一部改正等について(厚労省発出)を御参照下さい。

届出により平成30年4月以降も書面(帳票)による請求を行うことができる事業所

①支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行うサービス事業所

②支給限度額管理が必要なサービス種類のみを行うサービス事業所

- ③支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行うサービス事業所
  - ④施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設
  - ⑤施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
  - ⑥施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
  - ⑦施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行う50床未満の介護保険施設
  - ⑧サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である事業所
  - ⑨事業所の電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合等
- ※主治医意見書作成料の請求は対象外となります。従来通り書面(帳票)による請求となります。

(2) 本会に提出する届出書について

- ①請求省令附則第二条による免除届出書(事業所の請求するサービスの種類によるもの)
  - ②請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書(事業所の従事者の年齢によるもの)
  - ③請求省令附則第四条による免除届出書(事業所の請求環境の障害による一時的なもの)
- ※現在、既にインターネット請求による伝送が、CD-R等の電子媒体による請求をされている事業所は、届出書の提出の必要はございません。

※①、②の提出期限は平成30年3月31日までとなっておりますが、なるべく早めにご提出のご協力をお願いいたします。本会から改めてご連絡いたしますので、その後でご提出下さい。

※③については、平成30年4月1日以降に該当する事由があった場合にご提出いただくものとなります。

2. ISDN回線からインターネット請求に移行する場合

インターネット請求に移行される場合は、本会のホームページで請求の手順をご覧いただき、直接ご連絡下さい。なお、余裕を持たせて移行するには、約2ヶ月を要します。

※本会ホームページのインターネット請求に関する情報

ホーム画面⇒介護サービス事業者のみなさまへ⇒請求方法関連⇒介護給付費等のインターネット請求のご案内

※請求変更の手続きに要する時間や事業所の請求環境の準備を考慮して、なるべく早めにインターネット請求の検討及び移行をされることをお勧めします。

栃木県国民健康保険団体連合会  
介護福祉課 介護福祉担当  
TEL: 028-643-5400